

医科点数表の解釈

令和4年4月版

Web追補 No.12 (令和5年4月号)

令和5年4月11日作成

● 以下の省令・告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 令和5年3月29日 医療課事務連絡
- 令和5年3月31日 厚生労働省令第48号 (令和5年4月1日適用)
- 令和5年3月31日 厚生労働省告示第167号 (令和5年4月1日適用)
- 令和5年3月31日 保医発0331第1号 (令和5年4月1日適用)
- 令和5年3月31日 保医発0331第2号 (令和5年4月1日適用)

● Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

■ 以下の事務連絡が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。

- ・「疑義解釈資料の送付について (その42)」(令和5年3月20日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その43)」(令和5年3月24日医療課事務連絡)
- ・「処方箋の使用期間について」(令和5年3月24日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その44)」(令和5年3月29日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その45)」(令和5年3月30日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その46)」(令和5年3月31日医療課事務連絡)
- ・「疑義解釈資料の送付について (その47)」(令和5年4月5日医療課事務連絡)

■ 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースに掲載していきますのでご利用ください。

令和5年5月8日以降の取扱いを示した以下の事務連絡も掲載しています。

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年3月31日医療課事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」(令和5年4月6日医療課事務連絡)

頁	欄	行	変更前	変更後
49	右	上から23行目	「注14」	「注15」
49	右	上から26行目	【次行に追加】	(令 4. 9. 5 保医発 0905 1)
480			【D012感染症免疫学的検査の「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性(184点)を準用する項目として追加。】 ◇ 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合にD012感染症免疫学的検査の「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。 図 (令 5. 3. 31 保医発 0331 1)	
1039	—	上から3行目	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正; 令 5. 1. 31 保医発 0131 3) [黄色網かけはWeb追補No. 9等にて改正済み]	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正; 令 5. 3. 31 保医発 0331 2)
1050	左	下から11行目	外科的に留置した	外科的又は経カテーテル的に留置した
1077	—	上から7行目	(最終改正; 令和4年9月5日 厚生労働省令第124号) [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	(最終改正; 令和5年3月31日 厚生労働省令第48号)
1077	右	下から16～7行目	[Web追補No. 4による改正後の第3条第3項中、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。]	
1083 ～ 1084			[処方箋の様式(様式第二号・様式第二号の二)中、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。]	

頁	欄	行	変更前	変更後	
1102	—	上から 5 行目	(最終改正; 令和 4 年 9 月 5 日 厚生労働省告示第268号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み〕	(最終改正; 令和 5 年 3 月31日 厚生労働省告示第167号)	
1102	右	下から 30～22 行目	〔web追補No. 4による改正後の第 3 条第 3 項中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。〕		
1109	—	上から 5 行目	(最終改正; 令和 5 年 3 月14日 厚生労働省告示第71号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	(最終改正; 令和 5 年 3 月31日 厚生労働省告示第167号)	
1109	右	下から14行目 下から 6 行目	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令	
1113	右	下から17行目 下から10行目	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令	
1113	右	下から 1 行目	別表第 4 〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み〕	別表第 3	
1169	—	上から 8 行目	(最終改正; 令和 5 年 1 月31日 厚生労働省告示第17号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 10等にて改正済み〕	(最終改正; 令和 5 年 3 月31日 厚生労働省告示第167号)	
1170	左	〔Web追補No. 4で追加した「第三 初・再診料の施設基準等」の三の七中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。〕			
1170	右	上から19行目	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令	
1207	右	〔Web追補No. 10で追加した「第十一 経過措置」の三十一中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。〕			
1471	〔Web追補No. 4で追加した「看護職員処遇改善評価料」の施設基準の「様式 2」, 「様式 3」を本追補末尾の「別紙 1」, 「別紙 2」に改める (訂正部分は赤字になっています)。〕				
1523	—	上から 8 行目	(最終改正; 令和 5 年 1 月31日 厚生労働省告示第18号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 10等にて改正済み〕	(最終改正; 令和 5 年 3 月31日 厚生労働省告示第167号)	
1550	左	〔Web追補No. 4で追加した「第十五 調剤」の九の五中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。〕			
1551	右	〔Web追補No. 10で追加した「第十七 経過措置」の四中, 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。〕			
1703 ～ 1704	〔「様式 5 の 12 の 2」を本追補末尾の「別紙 3」に改める (訂正部分は赤字になっています)。〕				
1804 ～ 1805	〔「様式 87 の 42 の 2」を本追補末尾の「別紙 4」に改める (訂正部分は赤字になっています)。〕				

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの
情報提供, その他審議会などの情報をお知らせ
します。どうぞご利用ください。

別紙 1

様式 2

看護職員処遇改善評価料 賃金改善計画書（令和 年度分）

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金改善実施期間

① 令和	年	月	～ 令和	年	月
------	---	---	------	---	---

II. 看護職員処遇改善評価料の見込額

②新規届出時又は4月1日時点における区分	区分（	点数	点
③賃金改善実施期間における、延べ入院患者数の見込み			人
④本評価料による収入の見込額（②×③×10円）			円

III. 賃金改善の見込額

⑤賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施される場合の当該措置の対象職員の賃金総額		円
⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額		円
⑦賃金改善の見込額（⑤－⑥）		円
⑦は④以上か		

IV. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に係る事項

⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数		人
⑨看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の見込額		円
⑩ベア等による引上げ分 （基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）		円
⑪ベア等の割合（⑩÷⑨）		%
⑩が⑨の2/3以上であるか		

V. 処遇改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員に係る事項

⑫看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種		
⑬賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数		人
⑭看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の見込額 -(⑦-⑨)-		円
⑮ベア等による引上げ分 （基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）		円
⑯ベア等の割合（⑮÷⑭）		%
⑮が⑭の2/3以上であるか		

Ⅵ. 賃金改善を行う賃金項目及び方法

⑰賃金の種類		
☐ 基本給	☐ 決まって毎月支払われる手当（新設）	☐ 決まって毎月支払われる手当（既存の増額）
☐ 賞与	☐ 実績等に応じて支払われる手当（新設）	☐ 実績等に応じて支払われる手当（既存の増額）
☐ その他 （ ）		
⑱賃上げの担保方法		
☐ 就業規則の見直し		☐ 賃金規程の見直し
☐ その他の方法：具体的に（ ）		
⑲賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）		

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

【記載上の注意】

- 1 「①賃金改善実施期間」は、原則４月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の３月までの期間をいう。
- 2 「③延べ入院患者数」は、本評価料を算定する期間における、延べ入院患者数の見込みを記載すること。（「様式１の延べ入院患者数」×「賃金改善実施期間の月数」とする。）
- 3 「⑤賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施される場合の当該措置の対象職員の賃金総額」、「⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額」、「⑨看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の見込額」、「⑭看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の見込額」、「⑩⑮ベア等による引上げ分」は、それぞれ賃金改善実施期間における額を記載すること。
- 4 「⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額」は、対象職員に対する定期昇給による賃金上昇分も反映した額を記載すること。
- 5 「⑦賃金改善の見込額」に、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分が含まれる場合であっても、「⑨看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の見込額」及び「⑭看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の見込額」には、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分を含めないこと。
- 6 「⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数」及び「⑬賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数」は、計画書を提出する時点で対象となる人数を記載すること。また、小数点第二位を四捨五入した数を記入すること。
- 7 「⑫看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種」は、本評価料による収入により処遇改善を行う職種であって、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の職種をすべて記載すること。
- 8 「⑲賃金改善に関する規定内容」は、「⑱賃上げの担保方法」に記載した根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。

別紙 2

様式 3

看護職員処遇改善評価料 実績報告書（令和 年度分）

保険医療機関コード

保険医療機関名

I. 看護職員処遇改善評価料の実績額

①本評価料の区分

	算定期間						点数の区分	点数
a	令和	年	月	～	令和	年	月	点
b	令和	年	月	～	令和	年	月	点
c	令和	年	月	～	令和	年	月	点
d	令和	年	月	～	令和	年	月	点

②算定回数

	算定期間						算定回数	
a	令和	年	月	～	令和	年	月	回
b	令和	年	月	～	令和	年	月	回
c	令和	年	月	～	令和	年	月	回
d	令和	年	月	～	令和	年	月	回
計							回	

③本評価料による収入の実績額

	算定期間						実績額	
a	令和	年	月	～	令和	年	月	円
b	令和	年	月	～	令和	年	月	円
c	令和	年	月	～	令和	年	月	円
d	令和	年	月	～	令和	年	月	円
計							円	

II. 賃金改善の実績額

④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額円

⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額円

⑥賃金改善の実績額（④－⑤）円

⑥は③以上か

III. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に係る事項

⑦看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数人

⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の実績額円

⑨ベア等による引上げ分（基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）円

⑩ベア等の割合（⑨÷⑧）%

⑨が⑧の2/3以上であるか

Ⅳ. 処遇改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員に係る事項

⑪看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種		
⑫賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数		人
⑬看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の実績額	（⑥－⑧）	円
⑭ベア等による引上げ分 （基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分）		円
⑮ベア等の割合（⑭÷⑬）		%
⑭が⑬の2/3以上であるか		

Ⅴ. 賃金改善実施期間

⑯	令和	年	月	～	令和	年	月
---	----	---	---	---	----	---	---

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

【記載上の注意】

- 1 報告対象年度において複数の種類の点数区分を取得した場合、Ⅰの各項目には、すべての区分・点数及び算定期間に係る事項を記載すること。
- 2 「④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額」、「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」及び「⑨⑭ベア等による引上げ分」は、報告対象年度の実績を記載すること。
- 3 「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」は、対象職員に対する定期昇給による賃金上昇分も反映した額を記載すること。
- 4 「⑥賃金改善の実績額」に、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分が含まれる場合であっても、「⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の実績額」及び「⑬看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の実績額」には、基本給等の引き上げにより増加した法定福利費等の事業者負担分を含めないこと。
- 4-5 「⑦看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数」及び「⑫賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数」は、報告対象年度の各月1日の対象となる職員の平均人数を記載すること。また、小数点第二位を四捨五入した数を記入すること。
- 5-6 「⑪看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種」は、本点数による収入により処遇改善を行った職種であって、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の職種をすべて記載すること。

別紙3

様式5の12の2

生殖補助医療管理料に係る報告書

医療機関名：_____

報告年月日：____年 ____月 ____日

1 配置人員、治療内容、実施事項について（必須記載事項）

（□には、該当するものに「✓」を記入すること。）

1-1 配置人員	産婦人科専門医	() 名
	うち、生殖医療専門医	() 名
	泌尿器科専門医	() 名
	うち、生殖医療専門医	() 名
	看護師	() 名
	胚培養士／エンブリオロジスト	() 名
	コーディネーター	() 名
	カウンセラー	() 名

1-2 治療内容	治療の種類	年間実施件数（年度）
	人工授精	() 件
	採卵術	() 件
	体外受精	() 件
	顕微授精	() 件
	新鮮胚移植	() 件
	凍結・融解胚移植	() 件

1-3 実施事項	自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関して、公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）への登録を行っている。		☐ 該当する ☐ 該当しない
	自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとっている。（自医療機関で分娩を取り扱っている場合は回答不要）		☐ 該当する ☐ 該当しない
	<u>国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力している。</u>		☐ <u>該当する</u> ☐ <u>該当しない</u>
	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	☐ 該当する ☐ 該当しない
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	☐ 該当する ☐ 該当しない
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施している	☐ 該当する ☐ 該当しない

	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	☐ 該当する ☐ 該当しない
	⑤	自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	☐ 該当する ☐ 該当しない
	⑥	体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築しており、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・胚培養士／エンブリオロジストのいずれかの職種の職員2名以上で行っている。	☐ 該当する ☐ 該当しない
	倫理委員会を設置している ※ 委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる		☐ 該当する ☐ 該当しない
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している		☐ 該当する ☐ 該当しない
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上としている		☐ 該当する ☐ 該当しない
	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している		☐ 該当する ☐ 該当しない

2 治療実績、来院患者情報、治療指針について（任意記載）

2-1 治療実績について

○ 前年度に、治療開始時点において35歳以上40歳未満である女性に対して実施した治療の実績

【新鮮胚（卵）を用いた治療成績】

	IVF-ET	Split	ICSI	合計
採卵総回数（回）				
移植総回数（回）				
妊娠数（回）				
生産分娩数（回）				
移植あたり生産率（%）				

IVF-ET：採卵により得られた全ての卵子に対し、体外受精を実施

Split：採卵により得られた卵子に対し、体外受精と顕微授精に分けて実施

ICSI：採卵により得られた全ての卵子に対し、顕微授精を実施

【凍結胚を用いた治療成績】

	融解胚子宮内移植
移植総回数（回）	
妊娠数（回）	
生産分娩数（回）	
移植あたり生産率（%）	

2-2 来院患者情報

○ 前年度に体外受精・顕微授精・胚移植を行った患者数（実数）

25 歳未満：（ ）名

25 歳以上 30 歳未満：（ ）名

30 歳以上 35 歳未満：（ ）名

35 歳以上 40 歳未満：（ ）名

40 歳以上 43 歳未満：（ ）名

43 歳以上：（ ）名

2-3 治療指針について

○ 施設における統一された治療指針がありましたら記載して下さい。

（治療指針の例）

- ・ 治療のステップアップ・ステップダウンに関する考え方
- ・ 年齢に応じた治療の選択
- ・ 調節卵巣刺激法（自然周期・低刺激、高刺激等）の選択等

[記載上の注意]

- 1 各項目について、報告年の4月1日時点の状況について記載すること。
- 2 「1－1」の配置人員について、人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。（医療法第25条第1項）
- 3 「1－1」の配置人員について、胚培養士／エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、人数に含めない。
- 4 「1－1」の配置人員について、コーディネーター及びカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・看護師・胚培養士／エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーター及びカウンセラーには含めないこと。
- 5 「1－2」の治療内容、「2－1」の治療実績及び「2－2」の来院患者情報については、報告の前年度1年間の実績を記載すること。

別紙4

様式 87 の 42 の2

精巣内精子採取術に係る報告書

医療機関名： _____
報告年月日： 年 7 月 日

1 配置人員、治療内容、実施事項について（必須記載事項）
（□には、該当するものに「✓」を記入すること。）

1－1 配置人員	泌尿器科専門医	() 名
	うち、生殖医療専門医	() 名
	産婦人科専門医	() 名
	うち、生殖医療専門医	() 名
	看護師	() 名
	コーディネーター	() 名
	カウンセラー	() 名

1－2 治療内容	治療の種類	年間実施件数（ 年度）
	精巣内精子採取術	() 件
	顕微鏡下精巣内精子採取術	() 件

1－3 実施事項	医療安全管理体制が確保されている	
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている ☐ 該当する ☐ 該当しない
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している ☐ 該当する ☐ 該当しない
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施している ☐ 該当する ☐ 該当しない
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている ☐ 該当する ☐ 該当しない
	⑤	自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている ☐ 該当する ☐ 該当しない
	倫理委員会を設置している ※ 委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる ☐ 該当する ☐ 該当しない	
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している ☐ 該当する ☐ 該当しない	
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上としている ☐ 該当する ☐ 該当しない	
	<u>国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力している。</u> ☐ 該当する ☐ 該当しない	

	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している	☐ 該当する ☐ 該当しない
--	----------------------------------	---

2 来院患者情報について（任意記載）

2-1 来院患者情報
○ 前年度に精巣内精子採取術を行った患者数（実数） 20歳未満：（ ）名 20歳以上 30歳未満：（ ）名 30歳以上 40歳未満：（ ）名 40歳以上 50歳未満：（ ）名 50歳以上：（ ）名

[記載上の注意]

- 1 各項目について、報告年の4月1日時点の状況について記載すること。
- 2 「1-1」の配置人員について、人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。（医療法第25条第1項）
- 3 「1-1」の配置人員について、コーディネーターおよびカウンセラーについては、泌尿器科専門医・産婦人科専門医・看護師が兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーには含めないこと。
- 4 「1-2」の治療内容及び「2-1」の来院患者情報については、報告の前年度1年間の実績を記載すること。